

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の手引き

1 事業の目的

物価高騰による子育て世帯への負担軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、私学助成園等へ必要な経費を支援する。

2 対象とする施設

県内の私学助成園及び知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った私立の認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

※今回の御案内は、県が直接補助を行う施設に送付しています。

上記以外の施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び鹿児島市の認可外保育施設）については、各市町村にお問い合わせください。

3 今回申請の対象期間

令和6年10月～令和7年3月

4 補助金の計算方法

給食費の基準単価（※1）× 物価上昇率（※2）× 対象園児数（※3）

※1 主食費のみ：3,000円、副食費のみ：4,500円、主食費＋副食費：7,500円
（国が目安として示している食材料費（月額））

※2 15%として算定

※3 毎月初日の園児数

5 補助の要件

原則として、以下の要件をすべて満たす場合、補助の対象となります。（※）

- (1) 園児に給食等を提供し、保護者から給食費等を実費徴収していること
- (2) 令和6年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
- (3) 給食を月10日以上実施していること

※ (1)から(3)は原則的な取扱いであり、補助の要件の詳細については、県ホームページ（5その他）に掲載しているFAQを御確認ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚、妊娠・出産、子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

県HPアドレス：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae32/hoikusyotoubukkakoutou.html>

6 補助金申請の流れ

- (1) 申請期間

令和7年1月20日（月）～令和7年2月20日（木）

- (2) 申請書類

ア 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）

イ 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書（第1-1号様式）

ウ その他必要と認める書類（毎月初日の園児名簿）

※前回、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と異なる口座への振込を希望する場合は、振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）も添付すること。（前回と同一の場合は、添付不要）

(3) 提出方法

申請書は、メール、FAX、郵送（郵送の場合、簡易書留やレターパックなど、追跡可能な手段であることが望ましい）のいずれかの方法により送付してください。

なお、申請漏れ防止の観点から、メール、FAX送信後は、事務局宛て（050-3667-0186）送付した旨の電話連絡をお願いします。

郵送の場合は、事務局宛てをお願いします。

(4) 審査・支払

提出された申請書の内容について、支給要件を満たしているか審査します。

申請書類に不備等がある場合は、電話等にて御連絡させていただきます。

不備等がない場合は、交付決定及び交付確定通知書を申請者宛て送付するとともに、指定の口座に補助金をお支払いします。

(5) その他（令和7年2月・3月分に係る給食実施要件の取扱いについて：私学助成園等）

今回の補助金の申請期限を令和7年2月20日（木）としていることから、令和7年2月・3月分に係る給食実施要件については、以下のとおり取り扱います。

併せて、記載例についても参照してください。

① 令和7年1月に給食を月10日以上実施している施設

⇒令和7年2月と3月においても、給食を月10日以上実施しているものとして取り扱います。

② 令和7年3月初日の在園児は2月初日と同じ人数としてください。

③ 令和7年1月に給食を月10日以上実施していない施設について

⇒令和7年2月の献立表と2月の園児名簿を提出してください。

7 関係書類の保管

本事業に関係する書類（交付申請書等提出書類一式の写し、交付決定及び交付確定通知書等）は、事業終了年度の翌年度から5年間保管してください。

8 その他

(1) 申請に当たっては、別添「鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業実施要領」を御確認ください。

(2) 申請書様式及びFAQ等については、県ホームページにも掲載していますので、御活用ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚、妊娠・出産、子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

(3) 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただくことがあります。

9 申請書類の送付先・申請に関するお問合せ先

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局

〒892-0842 鹿児島市東千石町 1-3 ISM 鹿児島 7 F

TEL : 050-3667-0186 FAX : 050-3667-0188

Mail : kagoshima-hoiku@chojyu.co.jp

※電話での問合せ時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）

10 申請書類の入手先について

申請書類については、県ホームページ「4 各種様式」にも掲載しております。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚, 妊娠・出産, 子育て > 子ども・子育て支援施策

> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

県 HP アドレス : <https://www.pref.kagoshima.jp/ae32/hoikusyotoubukkakoutou.html>

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の流れ

1 申請様式

使用する申請様式（第1-1号様式）は⑤です。

申請様式（第1-1号様式）①～④については、基本的に使用しませんので、該当がある場合（申請漏れ等）は、事務局までご連絡をお願いします。

2 申請にあたっての留意点

- ・ 令和7年1月20日（月）から申請書類の受付を開始します。
- ・ 給食支援に関しては、毎月ではなく、10月～3月分をまとめて申請して頂くこととなります。なお、その際、特定の月に給食を月10日以上実施しなかった場合は、第1-1号様式の対象園児数の特定の月に0と記入してください。（例えば、12月に月10日以上給食を実施しなかった場合、12月の対象園児数には「0」と入力してください。）
- ・ 「園児名簿」については、申請月初日に在籍している園児が確認できる名簿を添付してください。なお、補助金申請の手引き6（5）②に記載のとおり、令和7年3月初日の在園児は2月初日と同じ人数としてください。なお、その場合は、令和7年2月初日時時点の在籍園児名簿と同じものを添付してください。
- ・ ※園児名簿については、施設で作成している既存の名簿でも可。ただし、全ての名簿に日付や施設名、法人名等を必ず記載してください。
- ・ 申請書類の作成にあたっては、別添の「記載例」を参考にしてください。

3 申請様式と添付資料



※今回の補助金の振込口座が前回、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と同一の場合、通帳の写しは不要です。（前回の口座と異なる口座の場合は、通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）を添付してください）